

## 4 さらになる連携の推進について

---

# 国と地方自治体の雇用対策協定について

○ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体（平成27年8月末時点）】 計38自治体（16都道府県21市1町）

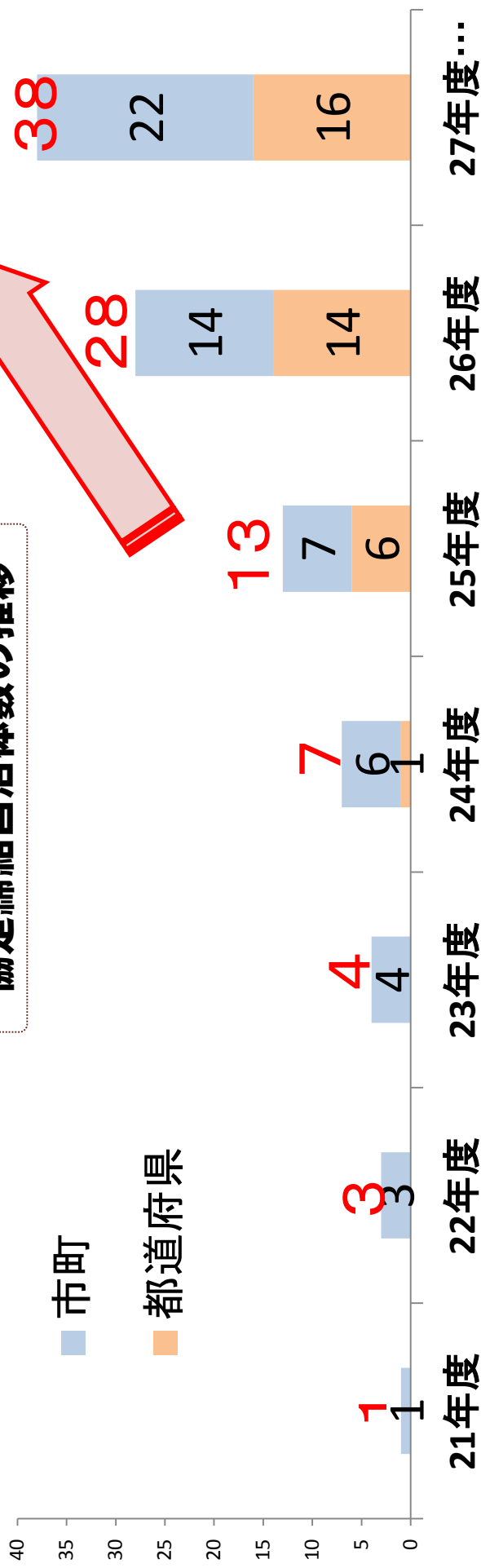
## 【都道府県】

- ① 北海道（24年12月）
- ② 奈良県（25年6月）
- ③ 滋賀県（25年11月）
- ④ 京都府（26年2月）
- ⑤ 高知県（26年3月）
- ⑥ 岩手県（26年3月）
- ⑦ 長崎県（27年2月）
- ⑧ 東京都（27年2月）
- ⑨ 鳥取県（27年3月）
- ⑩ 山口県（27年3月）
- ⑪ 長野県（27年3月）
- ⑫ 宮崎県（27年3月）
- ⑬ 青森県（27年3月）
- ⑭ 大阪府（27年3月）
- ⑮ 群馬県（27年6月）
- ⑯ 沖縄県（27年8月）

## 【市町村】

- ① 北九州市（22年3月）
- ② 横浜市（23年1月）
- ③ 福岡市（23年3月）
- ④ 久留米市（24年3月）
- ⑤ 宮古島市（25年1月）
- ⑥ 広島市（25年1月）
- ⑦ 堺市（25年11月）
- ⑧ 鳥門市（26年11月）
- ⑨ 神山町（27年1月）
- ⑩ 三好市（27年2月）
- ⑪ 阿南市（27年3月）
- ⑫ 熊本市（27年3月）
- ⑬ 沖縄市（27年3月）
- ⑭ 浜松市（27年3月）
- ⑮ 美馬市（27年5月）
- ⑯ 太田市（27年5月）
- ⑰ 館山市（27年6月）
- ⑱ 吉野川市（27年6月）
- ⑲ 総社市（27年7月）
- ⑳ 小松島市（27年7月）
- ㉑ 前橋市（27年8月）
- ㉒ 東大阪市（27年8月）

## 協定締結自治体数の推移



# 国と地方自治体の雇用対策協定について

雇用対策協定により、知事・市長等と労働局長が、その地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」、「連携方法」を明確化することが可能になる。また、連携策をパッケージ化することで、効果的なPDCAの実施や発信力の強化を図ることが可能になる。

▶ **個々に連携している業務を体系的に整理、パッケージ化。** 対象者、組織間で重複している業務の整理を実施し、効果的・効果的な業務運営が可能。

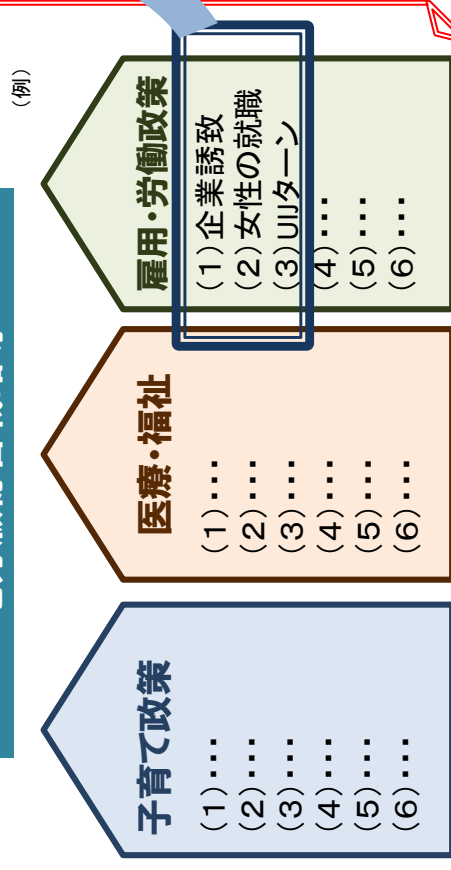
## 雇用対策協定



協定に盛り込む際に、新たな連携策を入れることもできる

▶ 地方版総合戦略等の雇用・労働分野の個別具体策を雇用対策協定の中でより詳細に整理

## 地方版総合戦略等

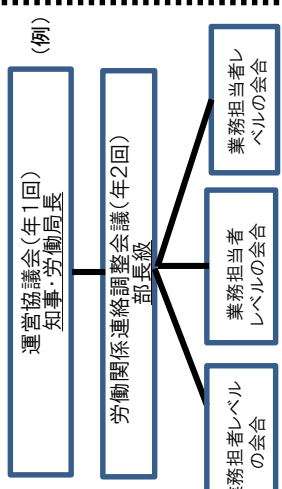


知事と労働局長の協定に基づいて、雇用対策を充実させています！

▶ 個々の支援策を知事・労働局長との雇用対策協定により明文化し、**地域の雇用対策への積極的な姿勢を地域の住民に対して情報発信。** 住民や議会等に自治体として地域雇用対策への取組を発信することが可能。

## 連携体制の体系化

- 連携施策に関し、統一的・一元的な管理が可能
- 知事・労働局長が各組織に対して必要に応じた要請



## 目標管理の徹底による確実な連携

- KPIの設定
- 確実に連携を進められる。
- 効果的に連携を進められる。



# 雇用対策協定 締結事例

各道府県において、地域の課題等に応じて、独自の雇用対策協定を締結。

## 北海道との雇用対策協定(平成24年12月)

### ～協定により構築した基盤を軸に、更なる連携強化～

北海道府県として初めて協定締結。協定に基づく事業である一体的実施施設「みらいっぽ」を実施するとともに、その取組を道内各地に拡大。

また、更なる連携強化を図るため、これまで構築してきた連携基盤を軸に、新たな連携策を打ち出した。具体的には、締結主体に「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を加え、機構の強みの職業能力開発の分野の取組を強化。

(例) 正規雇用を求めめる求職者に、道がキャリア形成支援、機構が職業訓練、ハローワークが職業紹介を実施するといった連携方法を明確化した。



## 奈良県との雇用対策協定(平成25年6月)

### ～協定締結を契機に、障害者雇用の取組を強化～

奈良県が障害者雇用の先進的な地域となるよう「障害者はたらく応援団なら」(※)を創設することを雇用対策協定締結の際に発表。その後、奈良県と労働局で共同運営。

また、ひとり親等の支援を強化するため、平成26年3月に一体的実施施設を拡充し、生活・就業相談から職業相談までの一体的な于一ム支援を実施。

※ 障害者の就労に積極的に取り組む企業等を登録し、登録企業等に、職場実習、職場見学の積極的な受入れ、就労支援セミナー等への講師派遣、障害者雇用に関する相談への助言等の支援を実施。



## 京都府との雇用対策協定(平成26年2月)

### ～国と京都府が一体となった人づくりを強化～

職業訓練機関と就業支援機関の連携による正規雇用等の安定的な雇用の量的確保と質の向上を目指す。締結主体は、府・労働局だけでなく、職業訓練にノウハウのある独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構も加えている。

※ 京都府と機構が実施する公的職業訓練の一體的な訓練実施計画の策定や訓練から就職までの一貫した就職支援等を連携して実施。  
特に、これまで国と府が連携し実施してきた一體的実施施設「京都ジョブパーク」を効果的に活用している。



## 鳥取県との雇用対策協定(平成27年3月)

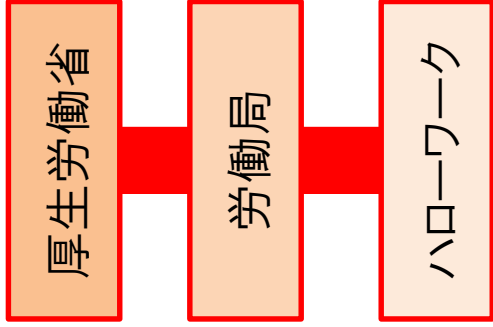
### ～地方創生に向け、今まで以上に連携した取組を実施～

将来を担う若者の地元就職を促進するため、「若者と県内企業のマッチング」を実施。ハローワークの全国ネットワークを活かし、東京のハローワークと共同で取組等を実施。

(例)・「インタラクティブ・ミーティングin東京」を鳥取県のアンテナショップ(新橋)で共同開催(11/15)。  
・「鳥取県企業面接会(仮称)」を新宿の新卒応援ハローワークの会場で開催(12/22)。

また、障害者雇用では、精神障害者の雇用率を全国トップに引き上げる「鳥取モデルの構築」という目標を設定。  
さらに、ふるさとハローワーク(一体的実施施設)における雇用保険業務をモデル的に開始(平成27年7月)。

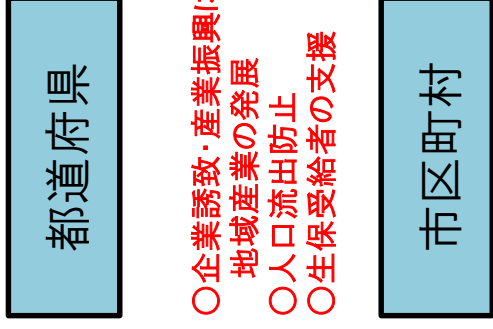
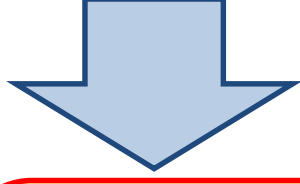
# 国と地方の連携による雇用対策の推進



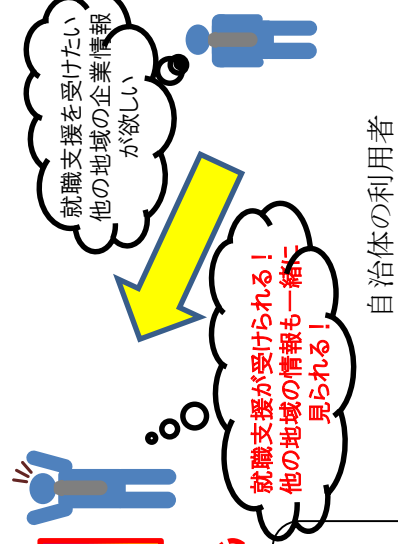
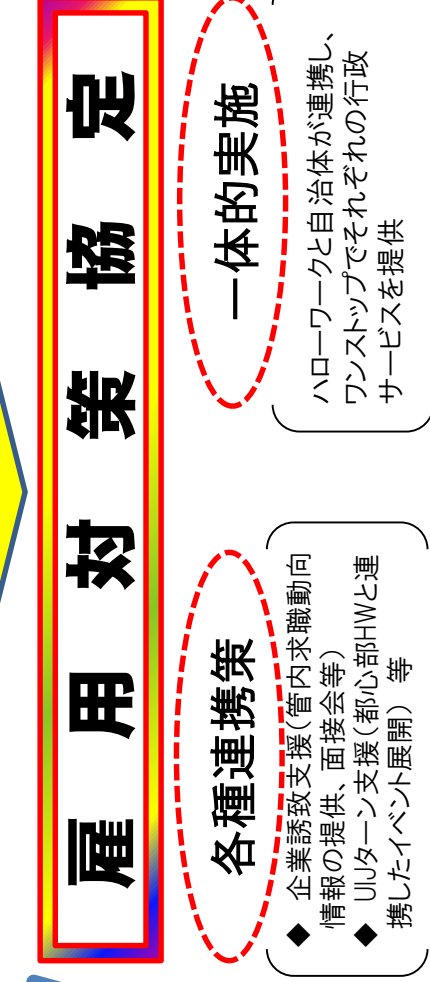
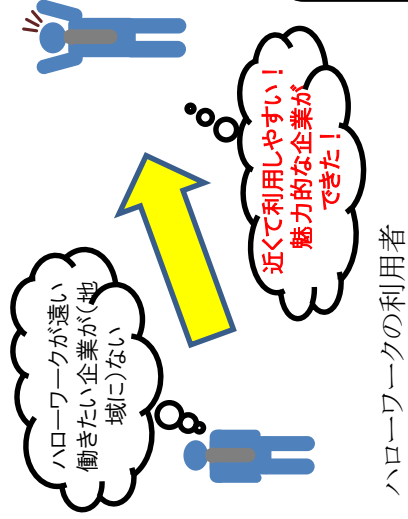
- セーフティネットとしての雇用の安定
- 景気悪化時等の緊急雇用対策

## 相互に協力を要請

- **各地域の実情に応じた産業振興策**  
(↑ハローワークが適切にマッチング)
- **生保受給者の脱・生活保護支援**  
(↑ハローワークによる就労支援)
- **各地域の人口回復**  
(↑ハローワークの全国ネットワークによる移住・就職支援)
- **緊急雇用対策に地方の力を活用**
- **就職支援サービスの利便性の向上**  
(↑市役所等アクセスしやすい場所でのサービス提供)



- 企業誘致・産業振興による地域産業の発展
- 人口流出防止
- 生保受給者の支援



## 5 今後の方向性

---



## 全国知事会「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」における要望事項

### ○ 一体的実施、ハローワーク特区

- ① 一体的実施、ハローワーク特区の実施期間の延長
- ② ハローワーク特区の実施箇所拡大
  - ◆ 手挙げ方式による実施箇所の拡大
  - ◆ 県内複数箇所、県域全体のハローワークでの実施
- ③ 国の意思決定の迅速化
- ④ 一体的実施におけるハローワークの就職実績の積極的な情報提供
- ⑤ 一体的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大
  - ※ 雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付も加えるべき。また、正規職員配置が困難な場合、インターネットを活用した遠隔での受付やハローワークOBの嘱託職員等の配置も検討するべき。
- ⑥ ハローワーク特区の内容充実
  - ※ 実験的な取組や地域事情を背景とした提案であれば、既存の法令・予算の変更などを伴う取組を含め、試行できるようにするべき。

### ○ ハローワークの求人情報のオンライン提供

- ① 提供される求人情報の数・内容の充実
  - ◆ 地方自治体に提供する求人情報件数の増大
  - ◆ ハローワーク職員用端末と同等の情報内容の提供
- ② 地方の開拓した求人情報の反映